

主な担当科目に関するシラバス案等の提出や模擬授業を求めることがあります。

8 その他

- (1) 応募書類の返却を希望する場合は、応募の際に所要の額の切手又は着払い用宅配使用紙をはった宛先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 応募についての問い合わせは、長野県短期大学幼児教育学科（電話 026-234-1221（代表）、ファクシミリ 026-235-0026）に行ってください。
- (3) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

教育総務課



長野県訓令第1号

本庁内部部局
現 地 機 関

長野県職務育成品種規程（昭和56年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月27日

長野県知事 村 井 仁

第2条第1号中「昭和22年法律第115号」を「平成10年法律第83号」に、「第1条の2第4項」を「第2条第2項」に改め、同条第2号中「第7条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第3号中「第10条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第4号中「第12条の5第1項」を「第3条第1項」に、「品種登録者」を「品種登録を受けた者」に改め、同条第5号中「、営農技術センター」を削り、同条第7号を次のように改める。

- (7) 職務育成品種一法第8条第1項に規定する職務育成品種をいう。

第4条第2項中「きく」を「聴く」に改める。

第9条第1項第6号を次のように改める。

- (6) 法第25条第1項の規定による専用利用権の設定又は同条第4項若しくは第26条第1項の規定による通常利用権の許諾をしたとき。

第10条第2項中「第12条の5第2項第1号」を「第25条第1項の専用利用権の設定又は同条第4項若しくは第26条第1項の通常利用権」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

農業技術課